

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 20 日

田村市長 白石 高 司

1	番 号	第 3-19 号
2	業 務 名	飲料水水質検査業務委託
3	履 行 場 所	船引町船引字上川原地内ほか
4	業 務 概 要	飲料水水質検査業務委託
5	期 間	着 手 契約締結の日から7日以内において発注者が指定する日 完 了 令和 9 年 3 月 31 日 (水)
6	発 注 の 方 法	条件付き一般競争入札 (田村市電子入札実施要領(令和2年9月15日告示第133号)に基づく「電子入札」により執行する。)
7	発 注 課	上下水道局上下水道課
8	予 定 価 格	事後公表
9	最 低 制 限 価 格	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項及び田村市財務規則(平成17年田村市規則第40号)第120条の規定に基づき最低制限価格を設定する。
10	入札参加資格要件	
	入札に参加できるのは、公告日から入札日までに①から⑤に掲げる要件及び仕様書等閲覧図書で指定する要件を全て満たしている者とする。ただし、入札参加有資格者が入札時までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。	
	①	令和7・8年度田村市物品購入(修繕)有資格者名簿へ登録していること。
	②	所在地区分 県内に本店又は委任先となる営業所(支店)を有する者。
	③	業 務 実 績 実績要件なし。
	④	田村市において指名停止期間中でないこと。(入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。)
⑤	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。	
11	設計図書等の閲覧方法及期間	
	①	閲 覧 方 法 入札情報公開システムによる
	②	閲 覧 期 間 令和 8 年 2 月 20 日 (金) から 令和 8 年 3 月 17 日 (火) までの毎日 (ただし、土、日、祝祭日を除く)午前6時から午後11時まで
12	設計図書等に対する質問	
	①	質 問 方 法 本業務に関する質問は、電子入札システムによる。システムに指定様式(様式第1号)を添付すること。(市ホームページ「入札・契約関係様式一覧」よりダウンロード可)
	②	質 問 期 限 令和 8 年 3 月 2 日 (月) 午後4時まで
	③	質 問 書 回 答 日 令和 8 年 3 月 5 日 (木) 午後2時以降
	④	質 問 対 する 回 答 方 法 質問書の回答は、電子入札システムにより回答するとともに、田村市ホームページに掲載する。

入札参加資格確認申請		
13	①	申請の方法 入札に参加する者は、電子入札システムにより13②の書類を添付のうえ申請すること。期限までに申請がない場合入札に参加できない。
	②	申請書類 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第3号） (1) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（その1）
	③	申請期限 令和8年3月11日（水）午後4時まで
	④	市からの確認通知 令和8年3月13日（金）
入札方法及び入札期間		
14	①	入札方法 電子入札
	②	入札期間 令和8年3月16日（月）午前8時30分から 令和8年3月17日（火）午後4時まで
		③
15	入札保証金	免除
入札（開札）日時		
16	①	開札日時 令和8年3月18日（水）午前9時30分
	②	開札場所 電子入札
	③	開札時の対応 入札参加者は、開札時刻から保留通知書がメールで届くまでの間、再入札に備え、電子入札システムを操作できる体制を取っておくこと。
17	入札回数	9 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回って入札した者は、再度入札に参加できないものとする。
18	落札者の決定	本入札においては、開札後に入札書等の記載事項を確認し、落札者を決定する。 なお、落札決定者が事前に提出した入札参加資格確認申請書の内容に変更があった場合は、速やかに田村市総務部財政課担当まで持参すること。
19	契約保証金	田村市財務規則（平成17年田村市規則第40号）第97条、第98条、第99条及び第100条の規定による。
入札の無効		
20	①	市の入札参加資格に必要な資格のない者のした入札
	②	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札
	③	その他、入札の条件又は市において特に指定した事項に違反した入札
その他		
21	①	入札書には、消費税を除いた金額を記載すること。
	②	一度提出された入札書は、書き換え、引き替え又は撤回することができない。
	③	その他この告示に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令及び本市の契約規則等の定めるところによる。